

## 東大阪市都市計画情報システム賃貸借業務契約書（長期継続契約）

東大阪市（以下「発注者」という。）と〇〇株式会社（以下「受注者」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、物件を発注者に賃貸して適切な操作方法を指導し、発注者はこれを賃借するものとする。受注者は、発注者に対して、本契約の条項および別添の「東大阪市都市計画情報システム賃貸借業務仕様書」及び「東大阪市都市計画情報システム賃貸借業務特記仕様書」（以下「仕様書等」という。）に従い、対象物品等を賃貸するものとし、甲はその対価として乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

（契約の概要）

第2条 契約の概要は、次のとおりとする。

- (1) 対象物品 仕様書等の通り
- (2) 契約期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60か月間）
- (3) 賃貸借期間 令和9年1月4日から令和13年6月30日まで（54か月間）
- (3) 設置場所 東大阪市役所13階都市計画室
- (4) 賃貸借料金 月額¥〇〇〇,〇〇〇  
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税額¥〇〇,〇〇〇を含む。)  
契約期間全体の契約総額¥〇〇〇,〇〇〇円  
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税額¥〇〇〇,〇〇〇を含む。)

(内訳) 月額 ¥〇〇〇,〇〇〇 (税込) × 54か月

令和8年度 (本年度)

¥〇〇〇,〇〇〇 (税込) 令和9年1月分から令和9年3月分まで

令和9年度 ¥〇〇〇,〇〇〇 (税込) 令和9年4月分から令和10年3月分まで

令和10年度 ¥〇〇〇,〇〇〇 (税込) 令和10年4月分から令和11年3月分まで

令和11年度 ¥〇〇〇,〇〇〇 (税込) 令和11年4月分から令和12年3月分まで

令和12年度 ¥〇〇〇,〇〇〇 (税込) 令和12年4月分から令和13年3月分まで

令和13年度 ¥〇〇〇,〇〇〇 (税込) 令和13年4月分から令和13年6月分まで

（契約保証金）

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締

結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り上げた額。）以上とする。
- 3 受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 4 受注者が第1項第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第14条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証をしたときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 受注者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の納付を免除する。

（賃貸借料の請求及び支払い）

第4条 賃借料の支払は年度ごとに行うものとし、受注者は、各年度終了後10日以内に、当該年度の賃借料を発注者に請求するものとする。ただし、令和13年度は7月10日までに請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者の提出する適正な支払請求書を受けてから30日以内に支払うものとする。

（物件の保険）

第5条 受注者は、賃貸借期間中継続して受注者を被保険者として、物件に動産保険を掛け保険料を負担する。

- 2 保険事故が発生したときは、発注者はその旨を受注者に通知するとともに、保険金受領に必要な書類を受注者に交付する。

（物件の毀損）

第6条 発注者は、故意又は過失によって物件に損害を与えたときは、その明細を受注者に文書で通知するとともに、物件を修理し、その費用を負担する。ただし、受注者が前条の保険金を受領したときは、その金額を限度として発注者は修理費の負担を免れるものとする。

（物件の滅失等）

第7条 物件が滅失したり、盗難に遭うなど発注者が物件の占有を失ったりしたとき又は物件が損傷して修理不能となったときは、この契約は終了する。

- 2 前項の事故が発生した場合の損害金等については、発注者及び受注者双方で協議のうえ決定する。ただし、受注者が第5条の保険金を受領したときは、その金額を限度として発注者は損害金の支払いを免れるものとする。

3 前項の規定により損害金が支払われたときは、現状のままで物件を受注者に返却する。  
(物件の改造等の禁止)

第8条 発注者は、受注者の書面による承諾を得なければ、物件を移動させたり、他の物件を付着させたり、物件の一部を除去し又は取り替えたり、その他物件の仕様替え又は改造により物件の引渡しの原状を変更してはならない。

2 物件の原状が変更されたときは、特に受注者が認めたものを除き物件に付着したものはすべて受注者の所有とする。

(物件及び権利の譲渡等の禁止)

第9条 発注者は、この契約に係る物件及び権利を他に譲渡したり使用させたりして、物件に対する受注者の完全な所有権を害する行為を一切してはならない。

2 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第10条 発注者は、受注者が自己の責に帰すべき事由により、賃貸借期間内に、債務の履行を怠ったときは、契約金額又は遅延部分に対する代価について、遅延日数に応じ、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を徴収することができる。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は本契約に定める内容が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な事由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の履行について職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(3) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。

- (2) 第9条の規定に違反して代金債権を譲渡したとき。
- (3) 本契約に定める内容を履行することができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が本契約に定める内容の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (9) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、その支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (14) 受注者が、破産手続開始の決定を受け又は契約を締結する能力を有しない者となり若しくは居所不明となったとき。

（発注者の損害賠償請求等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合で、受注者の責めに帰すべき事由であるときは、受注者は、契約金額の100分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないものとし、なお発注者に損害のあるときは、発注者は受注者にその賠償を請求することができる。

- (1) 第12条又は前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等  
（独占禁止）

第15条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。受注者がその債務を履行した後も同様とする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

（遅延利息）

第16条 受注者が第10条の遅延損害金又は第14条若しくは前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に定める割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第17条 本契約物件の引渡後、その物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであった場合は、発注者の請求に基づき、受注者は目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をなす義務を負うものとする。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発

注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(予算の減額または削除に伴う解除等)

第18条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において発注者の当該契約に係る歳出予算（以降「予算」という。）について減額又は削除があった場合は、次のとおりとする。

(1) 減額があった場合

- ア 受注者がこの契約を継続する意思のあるとき、予算の範囲内でこの契約を継続する。
- イ 受注者がこの契約を継続する意思のないとき、予算を減額する会計年度の前年度の末日をもってこの契約を解除する。

(2) 削除があった場合

予算を削除する会計年度の前年度の末日をもってこの契約を解除する。

2 前項により契約を解除した場合において、受注者の損失が生じたときは、発注者が負担するものとする。

(無償譲渡)

第19条 受注者は、本契約の賃貸借期間が満了し、発注者から賃貸借料等の支払を受けたときは、ハードウェアを発注者に無償で譲渡するものとする。

(保守)

第20条 受注者は、契約期間中、発注者が本物件を良好な状態で使用できるように、機器の保守を行わなければならない。

(東大阪市情報セキュリティポリシー)

第21条 受注者は、この契約を履行する場合において、東大阪市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合

意管轄裁判所として処理するものとする。

(協議)

第23条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者受注者双方で協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 東大阪市荒本北一丁目1番1号  
東大阪市

代表者 東大阪市長 ○ ○ ○ ○ 印

受注者